

外来医療機能を担う意向の 確認結果について

令和6年(2024年)9月2日
第14回有明地域医療構想調整会議

第8次熊本県保健医療計画における施策の方向性

第2項 外来医療に係る医療提供体制の確保

- 各地域の実情を踏まえ、次に掲げる取組みを推進することで、住民に身近な外来医療を維持する。

(1) 外来医療の 分化・連携 の推進

- ① 外来機能報告等の実施による、各地域の外来医療の見える化と地域での情報共有
- ② 外来医療全体に関する協議の実施、紹介受診重点医療機関の周知等
- ③ 医療機器の共同利用の促進
- ④ くまもとメディカルネットワークなど、ICTを活用した取組みの推進
- ⑤ 県民への上手な医療のかかり方の普及啓発

(2) 外来医療を 担う医師の 確保

- ① 事業継承制度等の後継者確保対策の検討
- ② **初期救急や公衆衛生分野、在宅医療等に係る新規開業者への意向確認**
- ③ 熊本県地域医療連携ネットワークの構築により、診療所等を支える仕組み作り

有明地域において協力の意向を確認する外来医療機能

◆ 外来医療機能に関する有明WG（R1.12.18開催）の協議概要は以下のとおり。

分野		目指すべき方向性
初期救急		<ul style="list-style-type: none"> ・新規開業を行い医師に協力を要請するとともに、既に開業している医師にも引き続き協力要請を行う。 ・救急医療、特に緊急を要する脳疾患、心疾患などの血管疾患の緊急手術への対応、夜間・休日・小児医の一層の充実を図っていく。 ・初期救急に対する医療提供体制の充実を図っていく。
公衆衛生分野	学校医	・新規開業を行う医師に協力を要請するとともに、その対応について、各市町の教育委員会などの関係機関との協議を含め、引き続き地域全体で検討する。
	予防接種	・新規開業を行う医師に協力を要請するとともに、既に開業している医師による対応について、各市町村などの関係機関との今日協議を含め、引き続き地域全体での検討が必要である。
	産業医	・かかりつけ医を主体として産業医活動を推進するとともに、新規開業を行う医師に協力の要請が必要である。
在宅医療		<ul style="list-style-type: none"> ・新規開業を行う医師に協力の要請が必要である。 ・在宅医療・介護連携推進事業や地域在宅医療サポートセンターの更なる推進・整備が必要である

上記のWG結果を踏まえ、有明地域で一般診療所を新規開業する医師に対して協力の意向を確認する外来医療機能は、「初期救急（在宅当番医）」、「学校医・園医」、「予防接種」、「産業医」、「在宅医療」の5項目とする。

協力意向の確認に係る運用について

【運用開始時期】

- 令和5年10月1日（周知期間1カ月程度）

【具体的な方法】

- 菊池保健所において、開業届の提出時に「外来医療機能に係る確認書」の提出を求める

【意向確認結果の報告】

- 有明地域医療構想調整会議において、事務局から意向確認結果を報告する（年1回程度）

協力意向の確認結果（R5.10～R6.7）

市町村名	開設医療機関名	開設者	開設日	外来医療機能を担う意思	担う機能				
					初期救急医療	学校医・園医	予防接種	産業医	在宅医療
玉名市	ひらしま小児科医院	平島 要	R6.6.1	有	○	○	○		